

I. 連合近畿ブロックの取り組み状況

1. 各府県のまとめ（一覧）

府県	行政への要請	議会への要請	その他
滋賀	総合評価方式の促進 公契約条例など法整備	県議会で意見書が採択された	学習会に議員団の参加を要請
京都	総合評価方式の入札制度の拡充 公契約条例の制定と、基本法への働きかけ	長岡京市議会で意見書が採択された	公契約推進委員会の設置
奈良	民主党を通じて議会決議を要請	県議会で意見書が採択された	労働局に公契約の取り組みを要請 地方議員を含む学習会を企画
和歌山	「2009年度政策・制度要求と提言」で総合評価方式の促進と法整備や関連法の遵守を要請	連合の要請による調査で、条例の可決等は困難と判断し具体的な要請等を行っていない	他府県の状況を踏まえ各行政・議会への対応に取り組む
大阪	総合評価入札制度の拡充、公契約条例の検討	2004年府議会で太田知事が公契約条例制定は国の判断が必要との見解を示す	総合評価入札制度の適用拡大と評価項目の豊富化に取り組む
兵庫	公契約基本条例の制定。障がい者雇用に配慮した総合評価落札制度をすでに実施。	尼崎市で条例制定の陳情採択 高砂市、稲美町、播磨町で意見書採択	尼崎市では、議員提案の条例案が否決

2. 連合滋賀

(1) 県行政への要請

【要請】

「新しい公共」を踏まえた行財政改革の推進

公契約においては、公正労働基準の確保、環境、安全衛生等社会的価値も併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。また、公契約条例を制定するなどの法整備をすすめ、公契約における公正労働基準や労働関係法の遵守を徹底させること。

【回答：総務部】

清掃、警備をはじめとする庁舎等維持管理業務における契約事務の競争

性・透明性・公平性を確保するため、入札参加資格審査に際し、売上高や経営状況、経営規模等の履行能力面からの評価に加えて、社会的な面からの評価として、ISOの認証取得の状況、障害者の雇用状況、さらに昨年度からは育児休業制度の導入や高齢者雇用確保措置を追加し、制度の充実に努めているところである。また、入札にあたっては、最低制限価格や低入札価格調査制度を設け、適正な契約事務の執行に努めているところである。

【回答：土木交通部】

総合評価方式については、現在、予定価格1億円以上の工事で実施しており、価格以外の評価項目としては、技術提案や主観点数、施工実績、配置技術者の資格・経験、少子化対策等を設定しています。今年度から予定価格5千万円から1億円未満の工事についても試行しているところであり、今後は実施結果を踏まえ、更なる制度の充実、対象の拡大に努めていきます。

公契約条例については、公共工事関係にあつては、建設業法や入札契約適正化法、公共工事品質確保法などの法律が整備されていることから、これらに基づき適正に執行していきます。

【回答：会計管理局】

物品の契約事務においては、完成品を購入するため、総合評価方式を導入する必要性は低いと考えています。

公契約条例については、公契約における労働条項に関する条約の批准あるいは国における公契約法の制定等の動向を見守る必要があります。現在の状況においては、建設工事や庁舎維持管理委託等の入札契約においてすでに導入あるいは試行されている最低制限価格制度や低入札価格調査制度等を実施していくなかで、適正な入札・契約手続きの執行に努めていくことが必要と考えています。

(2) 滋賀県議会で意見書を採択

公契約に関する基本法の制定を求める意見書

厳しい財政状況を背景に国や地方自治体では、公共サービスの効率化、コストダウンが求められている。このような中、公共工事や委託事業などの公契約の価格は、過当競争と相まって低価格、低単価の契約や受注が増大している。このため、受注先である民間企業の経営悪化と労働者の賃金・労働条件の著しい低下を招くという問題が生じている。

さらに、業務委託にかかる人件費は物件費として扱われるため、労働基準法や最低賃金法等が遵守されているかどうか、発注者には関与しにくい構造となっており、委託業務を担う労働者は、社会保険の不適用、賃下げ解雇の脅威にさらされている。

こうした状況を打開し、真の豊かさを実感できるよりよい社会を実現するためには、公正な取引関係を改善するとともに、公正労働基準の確保や労働関係法の遵守、社会保険や労働保険の全面適用を徹底させることが必要である。さらに、男女共同参画社会の構築や障害者雇用の促進など、社会的価値を高めるため積極的に施策を講じることが求められている。また、ILO94号条約（公契約における労働条項に関する条約）を早期に批准するとともに、地域における公契約条例の制定に向けた環境整備のために公契約基本法の制定が急務であ

る。

よって、政府ならびに国会におかれては、以上の点を踏まえた上で、下記の事項について早期に実施されるよう強く要望する。

記

1. 良質な公共サービスの安定的提供とその事業に従事する者の労働条件の改善、ならびに職場の安全確保のため、公契約に関する基本法を早期に制定すること。
2. 公契約に関する基本法を制定する際には、公正労働基準と労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の必須要件とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年1月16日

滋賀県議会議長 上野 幸夫

(宛先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

(3) その他の取り組み

自治労滋賀県本部が主催する学習会（自治労滋賀県本部の地方自治研究集会のプレ学習会として2回開催）に、連合滋賀と議員団会議の連名で推薦議員に案内し参加している。

3. 連合京都

(1) 府行政への要請

【要請】

公正労働基準と労働関係法の遵守、労働者福祉の状況、社会保険への加入状況、ワーク・ライフ・バランス、環境、人権、男女平等参画、次世代育成支援、障害者雇用等社会的価値を評価基準に加えた総合評価方式の入札制度を導入されたい。また、現在試行が行われている総合評価方式による入札制度の状況や評価基準等を明らかにされたい。さらに、公契約基本条例を制定されるとともに、「公契約基本法」の制定に向けて国に対して働きかけられたい。

【回答】

総合評価競争入札は、価格のみにより落札者を決定していたものを、性能・機能や技術力など工事目的物の品質面を併せて評価することで、結果としてより有利契約の締結を可能とする制度であります。要請されている公正労働基準と労働関係法の遵守等の評価については、入札に係る直接的な成果物とは異なる次元の内容あり、それを成果物の対価（価格）と併せて評価することは、入札制度として適ではないと考えます。

総合評価方式入札は、平成18年度（2006年度）から工事について試行的に実施し、平成19年度（2007年度）からは、「府民の安心・安全確保の推進と地域力の向上」に資する視点で取り組み、今年度は52件実施しました。

労働者の賃金や労働条件などに関する問題については、広く私契約を含めた均衡を考慮しなければならない問題であり、京都府においては、①関係法規の遵守義務を契約書に明記すること②公共工事において必要に応じて最低制限価

格を設定すること③安定雇用も評価する総合評価方式による入札を試行すること、など、現行契約制度の中で、適切な対応・指導を行い、公正な労働基準や品質の確保に全力を挙げて取り組んでいます。この問題については、労働関係法令等により、できるだけ一律に対応すべき問題と考えます。

(2)府議会への働きかけ

民主党京都府連との協議の結果、公契約に関わる意見書や決議は現段階では可決に漕ぎ着けるのが難しいので、京都府と京都市に対しては総合評価方式の充実を決議などに先行して求めることとしている。

(3)その他の取り組み

- ①5月14日に連合京都公正取引及び公契約推進委員会を立ち上げ、京都府域における公正取引の確立と公契約基本法や条例の制定を目指した取り組みを展開することを決定した。
- ②各自治体議会への働きかけも実施しており、そうした中で6月22日に「公契約に関する基本法の制定を求める意見書」が、連合組織内・民主党友好議員等の発議で、京都府下で初めて長岡京市議会において全会一致で可決され、向日市議会でも「公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書」が可決された。
- ③京都市では環境や福祉等の政策入札に加えて、工事契約の「格付」において事業者における男女共同参画の取り組みを促進するための誘導施策として、「次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定」や「女性の能力の活用」を指標とした加点評価を実施することになった。

4. 連合奈良

(1)県行政への要請

民主党奈良県連との協議で議会における決議を要請する。(県には要請せず)

(2)県議会での経過と意見書採択

2004年6月定例に「公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書」が採択され、2005年2月定例の「公契約における公正労働基準の確立に向けて」の質問をし、2006年9月定例に「公契約条例の制定と研究検討する組織について」の質問を推薦議員から発言した。

2009年3月25日に意見書が採択される。

公契約に関する基本法の制定を求める意見書

厳しい財政状況を背景に国や地方自治体では、公共サービスの効率化、コストダウンが求められている。このようななか、公共工事や委託事業などの公契約の価格は、過当競争と相まって低価格・低単価の契約や受注が増大している。このため、受注先である民間企業の経営悪化と労働者の賃金・労働条件の著しい低下を招くという問題が生じている。

さらに、業務委託にかかる人件費は、物件費として扱われるため、労働基準法や最低賃金法等が遵守されているかどうか、発注者には関与しにくい構造となっており、委託業務を担う労働者は、社会保険の不適用、賃下げや解雇の脅威にさらされている。こうした状況を打開し、真の豊かさを実感できるよりよい社会を実現するためには、不公正な取引関係を改善するとともに、公正労働基準の確保や労働関係法の遵守、社会保険や労働保険の全面適用を徹底させることが必要である。さらに、男女共同参画社会の構築や障害者雇用の促進など、社会的価値を高めるため積極的に施策を講じることが求められている。また、ILO94号条約（公契約における労働条項に関する条約）を早期に批准するとともに地域における公契約条例の制定に向けた環境整備のために公契約基本法の制定が急務である。

よって、国におかれては、次の事項を早期に実施されるよう強く要望する。

- 1 良質な公共サービスの安定的提供とその事業に従事する者の労働条件の改善、ならびに職場の安全の確保のため、公契約に関する基本法を早期に制定すること。
- 2 公契約に関する基本法を制定する際には、公正労働基準と労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の必須要件とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月25日

奈良県議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣
総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

(3) その他の取り組み

北和地協が奈良市に対しモデル（先行）地域として公契約条例制定に向け準備をしているが、現在は市長・市議会選挙前なので終了後進めたい。

2009年6月3日奈良労働局と地域産業労働懇談会で「労働時間の適正化と公契約に関する取り組みについて」の問題提起を行った。

選挙終了後に、地方議員も含む学習会の開催を企画する。

5. 連合和歌山

(1) 県行政への要請

「2009年度政策・制度要求と提言」で法整備や関連法の遵守を求めたが、県よりは県独自の総合評価方式（公共工事の品質確保の促進に関する法律「品確法」に基づく方式）H20年度（2008年度）から導入して対処していることから、新たな公契約関連の条例制定等についての考えはないとのことである。

【要請】

県は、公契約において、公正労働基準の確保、環境、安全衛生等社会的価値も併せて評価する総合評価方式の導入を促進する。また、公契約条例を制定する等の法整備を進め、公契約における公正労働基準や労働関係法の遵守を徹底させる。

【回答：県土整備部 県土整備政策局 技術調査課】

総合評価方式は「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）に基づくもので、県では、平成 18 年度（2006 年度）から試行的に導入していましたが、平成 20 年（2008 年）6 月の公共調達制度改革により、建設工事において、予定価格 3 千万以上の全ての工事に、公正労働基準の確保、環境、安全衛生等社会的価値なども含めて評価する総合評価方式を導入しています。

(2) 県議会等への要請

県内各議会への要請を行うにあたって事前に関連条例の有無や議員構成等の調査を行ったが、関連条例等の成立は極めて困難と思われ具体的な要請行動は行っていない。現時点では自治労県本部より各行政へ関連条例の制定や関連法の遵守の徹底するよう対応を要請している。

(3) その他の取り組み

県行政が新たな関連条例制定に向けての取り組みに消極的なことから、県内の市町村においても同様であり、今後は他府県の状況を踏まえつつ、各行政・議会への対応に取り組んでいくこととしている。

なお、2008 年 6 月には「中小企業の公正取引の確立に向けた要請書」を県及び県経営者協会へ申し入れをしている。

6. 連合大阪

(1) 府行政への要請

【要請】

ワークルールの遵守を徹底させるためにも、大阪府が行っている総合評価入札制度に労働法遵守の項目を盛り込むこと。また委託先の最低賃金として少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額 870 円を下回らないよう契約書、仕様書において定めること。さらに公契約条例の制定に向けても検討を行うこと。

【回答】

本府が実施している清掃業務に係る総合評価一般競争入札では、最低賃金法等の労働関係法令遵守について確認するとともに、契約書には関係法令の遵守という条項を設け、企業側の責務として位置づけております。

また、低入札価格調査制度を実施し、最低賃金を下回る金額で入札があった場合は失格とするなど、これら関係法令の遵守が適正に行われるよう努めているところです。今後とも、関係法令の遵守はもちろんのこと、総合評価一般競争入札制度の一層の充実も含め、法改正や社会環境の変化に対応した公正な入札制度の確立に努めてまいります。

(2) 府議会での意見書採択⇒府議団との意見交換で検討中

平成 16 年（2004 年）3 月議会（当時、太田知事）で、議員から大阪府に対して公契約条例制定の見解を求めたが、労働基準法に定める法定労働条件に反し

ない限り、労使当事者の自主的な取り組みだと認識している。公契約を規定することは、国において判断されるものと考え、大阪府としては条例化する考えがないことが答弁された。

(3) その他の取り組み

＜最低賃金法と公契約条例に関する国会質問＞⇒尾立参議院議員（本年3月）

- ・公契約条例において、地域別最低賃金を上回る契約に関する賃金基準を設けることや、これに違反した場合に罰則を規定する場合

①最低賃金法から如何なる制約を受けるか？

⇒最低賃金法を上回る賃金を制定することは問題ではない。

②実際に罰則を課すことは可能か？

⇒地方自治法に基づき、条例を制定し罰則を設けることは可能。

- ・地方自治体が地域別最低賃金額を上回る独自の最低賃金額を規定した条例を制定することは可能か

⇒地域別最低賃金の趣旨に反するものであり、これを制定することは地方自治法の規定にも反するものと考えられる。

＜今後の視点＞

総合評価入札制度は、府の強い指導性のもとに清掃関連業務だけに止まらず、業種を拡大していくこと、また、評価項目の豊富化を図ることを重視する。

①次のステップとして公契約条例の制定に向けた検討。

②府域の基礎自治体への積極的な展開。

7. 連合兵庫

(1) 県行政への要請

【要請】

良質な雇用の創出と能力開発の充実強化

地域の産業振興と労働者生活を守るために、2002年3月に改正された地方自治法施行令に抛り、すべての請負にかかわる入札・契約において、環境、男女平等参画、障害者雇用、生活賃金などの実現に向けて「公契約基本条例」を制定すること。

【回答】

労働者保護の観点から、自治体が行う請負・委託事業に従事する労働者の労働条件に関し、関係部局が相互に連携し、必要な協議及び意見・情報交換を行うことを目的として「自治体の請負契約等における労働条件対策連絡会議」を開催し、各種会議をはじめさまざまな機会をとらえて、請負契約等に従事する労働者の賃金、労働時間その他の労働条件について、最低賃金法、労働基準法等の労働関係法規を遵守するよう周知・徹底しているところである。

なお、県においては、障害者の就労の場の確保を促進するため、平成 21

年度（2009年度）から、障害者が直接従事することが期待できる一定規模以上の庁舎清掃業務を対象に、障害者雇用に配慮した「総合評価落札制度」を導入するとともに、庁舎清掃業務、公園等維持管理業務について、業務発注仕様書において当該業務への障害者の従事を義務づける「業務発注仕様書制度」を導入する。また、あわせて食堂・売店等の営業についても「業務発注仕様書制度」を準用し、障害者の働く場を確保することとしている。

また、県の公共事業では、公契約条例の主旨である労働、環境、福祉など、県が進める施策に貢献している企業を評価し、育成することが重要であることから、県独自で制度化した「技術・社会貢献評価」制度の拡充に努めている。

また、物品の調達にあたっては、契約の競争性・公平性・透明性の確保を基本としつつ、①入札参加者の資格審査については「障害者の雇用状況」や「ISO9001、14001の認証取得状況」を審査項目に加え、また、障害者雇用の一層の促進を図るため、障害者の雇用状況に係る配点の、平成20・21年度（2008・2009年度）の入札参加資格審査受付からの大幅引き上げ、②入札参加者の指名選定について、障害者雇用促進企業等の受注機会の拡大、③購入物品の選定について、グリーン調達の推進の観点から「低公害車」や「環境配慮型製品」を選定するほか県内中小企業が製造する「ひょうご新商品」を優先的に選定、等の政策的な配慮を行っている。

(2) 県議会での意見書採択

県議会への要請を行うにあたって事前に調整を行ったが、関連条例等の成立は極めて困難と思われ具体的な要請行動は行っていない。

(3) その他の取り組み

○各市・町の公契約に関する基本法制定の意見書の議会決議（確認分）

議会採 択 高砂市・稲美町・播磨町

議会不採択 加古川市

○尼崎市：尼崎地協が2007年5月に尼崎市の契約及び公正労働基準確保に関する条例の制定を求める陳情を行い議会採択

：09年2月に「尼崎市における公契約条例の制定を求める団体要請署名」活動

：08年12月議員提案の公契約条例(案)は、09年5月議会で否決

Ⅱ. 各構成組織の意見・提案事項

1. 自治労大阪府本部（調査部 高橋 篤）

【基本的な考え方】

- ・ 地方自治体における財政状況が極めて厳しい
- ・ 行革路線の中で、業務の外部委託が促進されている
- ・ 公共事業の発注や委託契約に対しては低価格が基本
- ・ 結果として、受託企業の低価格入札が増大し、そのしわ寄せが労働者の賃金・労働条件に行く
- ・ これからの公契約は、価格競争ではなく、公共サービスの質の確保と社会的公正さを追及することが求められている
- ・ 低価格化を抑制し、安定した企業経営による労働者の雇用と労働条件を改善するため、公契約の改革は必須である

【今回の研修会における位置付け】

- ・ 連合近畿ブロックとして、各産別がそれぞれの立場から現状と課題について報告を受け、労働組合として今何が問題で何が必要なのかを共通の認識として持つことが必要
- ・ ただし、自治労は、唯一地方自治体内部の組合組織であるため、委託側の立場から課題の整理をする必要がある
- ・ まずは、「低価格競争が是」となっている現在の自治体における入札制度の問題点を明らかにし、入札改革こそがこれからの自治体にとって、行政サービスの維持・向上に不可欠であることを訴える。
- ・ また、民間企業を組織している産別の方々に対しては、地方自治体との受注契約に対する問題点を全体化していただく中で、現状として市民感情の中にある「地方自治体の外部への支出に対する誤った認識」を払拭することが必要であることを理解していただく。

【研修会の実施にあたって】

- ・ 今後、公契約条例の制定に取り組むためには、「官」や「民」といった区別ではなく、相互に関係の深い「契約」という問題をともに見直していくという体制づくりが大切です。
- ・ 連合大阪、連合近畿ブロック内でのこれからの重点課題として、この研修会を契機に、検討プロジェクト等の立ち上げを求めます。

2. 全国一般大阪地方労働組合（書記長 道脇 清）

生活と権利、雇用と職場を守るために随意契約は必要不可欠

今次の派遣切りなど非正規労働者問題は、官民を問わず正規労働者自らの問題として捉え、組織化を含め生活・雇用・職場確保のとりくみを強めなければならない。

全国一般大阪地方労働組合（全国一般大阪）はこの間、自治体関連ごみ収集（し尿含む）、ビルメン（設備、警備、清掃）関連労働者の祖緑化を図ってきた。

全国一般大阪は、大阪府堺市（美原町と2005年2月に合併：83万人、2006年4月1日全国15番目の政令指定都市としてスタートしている）において1970年代初めに、清掃労働者の組織化に着手し、委託清掃（ごみ収集）労働者の生活と権利、雇用と職場を守る闘いを取りくんできた。

私たち、全国一般大阪は40年近くの委託清掃労働者の組織化と闘いを通じて、随意契約を維持し、雇用・生活・職場を確保するため粘り強く取りくんできたが、過去10年間で堺市の委託料の値下げ（20%以上）などの結果、契約社員などの非正規労働者が増加してきた。さらに、規制緩和の嵐がふきあれ、官から民への大合唱のなか市場化テストや指定管理者制度の競争入札導入が強められてきている。他方で、ビルメン関係においても、過当競争による入札価格のダンプは経営基盤の存続さえ危うい実態となりつつある。

今日の労働現場の実態は、官民を含め正規労働者から非正規労働者が4割近くを占めるようになり、ますます格差が拡大するむかで労働者間の分断が推し進められている。特に千葉県流山市では随意契約から入札制度を導入した結果、2007年3月、40名近い清掃関係労働者が解雇を余儀なくされた。他方で、東京都国分寺市では、自治労国分寺市職労が公契約条例制定運動の結果、公契約に関する「国分寺市の調達に関する基本指針」を2008年7月策定するなど前進したとりくみを行っている。

また、大阪段階においては、自治労府職などとともに、総合評価方式の政策入札問題の学習や大阪府へ要請行動などのとりくみをすすめてきた。

こうしたなか、全国一般大阪は、委託関連やビルメン関連労働者の生活と雇用を守る闘いは、当該関係労組と連携を深めてとりくみを強めていくとともに、生活と権利、雇用と職場を守るためには随意契約の維持・継続が必要不可欠であり、あわせて政策入札問題学習へのとりくみをすすめていく。

3. J A M（大阪鋼構造部会 事務局長 久保和良）

橋梁業界再編

橋梁業界の再編が昨年頃から徐々に始まりつつある。

発注量が、最盛期には90万tonあった需要が、今年度は30万tonを割り込む（約3,000億）と、予想される。

また、70社を超えていた橋梁建設協会の会員数が50社以下に減った。鋼橋需要と落札価格が低迷する中、技術力を必要とする総合評価方式の導入により、各社新たな対応が求められてきている。

そのため、橋梁業界の再編が今後一層加速すると思われる。

昨年からの業界の動向をみると、昨年4月に、J F Eエンジニアリングと川鉄橋梁鉄構が合併し、同年7月には、横河ブリッジHDと瀧上工業が橋梁事業業務資本提携をした。

今年1月には、横河ブリッジHDと住友金属が橋梁事業で共同事業化を発表

し、今年10月には、共同事業会社が発足する。

3月には、駒井鉄工とハルテックが業務提携し、来年4月には、日鉄ブリッジとトピー鉄構が統合をする。

三菱重工鉄構エンジニアリングは、2007年から日鉄ブリッジと提携関係にはあるが、新たにハルテック千葉工場を借り受け、来年4月から1万ton規模の生産を行う予定である。

さらに、IHIと栗本鐵工所、松尾橋梁が橋梁・水門その他鋼構造事業の統合で基本合意書を終結、総合会社のIHIインフラストラクチャー(仮称)が、今年10月からスタートする。

この提携・統合は、技術力アップと工場再配置などのコスト削減により、総合評価方式評点加算と価格競争に勝つための調査基準価格ギリギリの応札を目的としている。

今述べたように橋梁談合後、企業側は相当な努力をしてきている。

発注者側について、公共事業の発注のあり方に問題が出てきている。

1. 積算・入札について

国土交通省監修のいろいろな積算基準書が発行されているが、ネクスコは独自に積算基準を発行している。(基本は国交省ベースであるが、良いところ取りで国交省より10%ほど安い)

自治体にあっては、どちらを使用しているかわからない場合がある。

購入品(支承、PCケーブル等)の単価設定も、国交省内でも統一されていない。支承など、高額な購入品がある工事は、数パーセントでも数千万違う時があり、これにより落札出来ない場合がある。

入札についても、業界再編し企業数が減っても、生産数量は同じであり、それを確保するために、ダンピング入札し固定費の削減、下請け泣かせが今後も横行すると思われる。

2. 設計について

橋梁工事の発注形態として、詳細設計と照査設計どちらかの設計業務がある。

詳細設計とは、受注者側が詳細設計を含めた施工までの工事であるが、照査設計は、詳細設計完了工事である。

照査設計業務であっても、詳細設計並みの業務をする場合がある。

最近の工事については、コンサル設計のレベルの低さが目につき、発注者側、コンサル側の技術レベルの低下が懸念される。

3. 設計変更について

追加工事などの設計変更は、発注者側の言いなりに成らざるをえない。

これは、施工時に「金は出す」と発注者側から言われて施工したが、設計変更時に「これだけしか無い」と言われ泣き寝入りしている。

追加工事を断った場合や設計変更時に発注者側の意見を飲まなかった場合、

今後の施工(現場担当者)に支障をきたす事を言われた時がある。

4. 補修工事について

積算基準が、実施工とリンクしていない。

足場材などのリース賃料が、実施工と大きくかけ離れている。

リース代で数億赤字になった工事もある。(首都高速補修工事)

一番の問題は、長年新規受注のサービスとして実施してきた事が影響して、管理・補修などのメンテナンスに評価基準が存在していないところがある。

以上のように、追加工事など業者任せの為、最後の工種(鋼橋上部工事)で、しわ寄せがきている。

Ⅲ. 参考資料（構成組織における公契約に関する問題（課題）の調査結果）

（第4回構成組織・公契約推進連絡会議：連合本部 09.06.15）

1. UIゼンセン同盟

【医療事務】

発注者（受注者）の責任をきちんと明文化すべきである。10年ほど前までは、「安かろう、悪かろう」の世界であったが、最近は少し改善している印象だ。が、最低価格というが、あまりに安すぎる。最低価格の設定をすべきである。物件費の項目で、発注することに、そもそも問題がある。「人は、モノじゃない」はずだが、発注側はモノ扱いしている。物品は効率よくやっていけば、最低価格に近づくが、人件費は、毎年2～3%づつ上がっていくことを理解すべきである。

発注側が請負契約と派遣契約をきちんと認識すべきである。病院の指揮・命令は、請負側にはなく、現実的ではない場合が多い。指揮・命令が本当に曖昧である。

請負契約と派遣契約をきちんと認識して発注して欲しい。指揮命令権があいまいである。キチンとすると、A社はうるさいとして、入札から外されることもある。

外注費を下げると、黒字になるため、とにかく安く発注する。病院の患者よりも、当面の利益だけを考えている。予算担当者は数字ありきであるようだ。

一旦、価格が崩れると、もう価格が上がることはない。が、受注側の人件費は毎年上がることも考えて欲しい。賃金だけを見てほしくない。そこには制服代や交通費も必要である。ただ安くなればよしとの考えだけであり、本当の良質なサービスに対する感覚がない。

見積もりで人数を算出すると偽装請負となる。民間の場合は業務効率を上げると当然、人数が減っていくこともあるが、そうすると入札時には、この人数でやれるのだったら、と更にさらに最低価格が下がることもある。

公立病院改革プログラムで、とにかく黒字化が命題となっている。コンサルタントに「外注費を減らしなさい」との指導があるようだ。すると、いろんな点で受注側に影響してくる。業務量を算出できないと、最低価格を設定できないはずだが、算出せずに発注している。

【ビルメンテナンス】

公共業務に携わることは、従業員にとって誇りを持てるということもある。民間企業は、倒産・縮小・リストラという状況下、業績や従業員の雇用を守るため、参加権利さえ得ることが出来れば、後は価格勝負だけの官公庁の市場がターゲットになっている。「役務の提供」で参加申請するが、その構成比の大半は人件費であり、一番のしわ寄せとなるのが末端の労働者である。そして安く落札した会社に安く転籍せざるを得ない。この場合、有給休暇はリセットされるし、一社に長期的に就職できないため、正社員への登用も難しい。

また交通費の支給も各社判断であり、支給が無い場合は、最低賃金を下回ることもある。

2. 自治労

【地域ごみ、し尿収集・運搬、清掃工場、下水道処理場】

比較的古くから公社化や民間企業への委託がすすんできた事業である。これまでの契約は随意契約が大半であったが、規制緩和の流れの中で、こめ数年競争入札が増えている。大手企業の進出によりなかにはこれまでの3分の1の契約金額で新しい会社が落札し、賃金が6割程度に切り下げられ退職せざるを得ない例も出ている。直営から新たに民間委託されたところでは劣悪な労働条件により退職者が続出し、会社が投げ出した例もある。労働基準法、労働安全衛生法、社会保険加入など法的遵守がチェックされない問題もある。委託とはいえ比較的安定した職場が公正労働基準なき一般競争入札によって雇用不安、賃下げ、さらに公共サービスの低下に脅かされている。

【庁舎管理、清掃、ビルメンテ】

古くから外部委託がされていた業種であるが、競争入札にせよ、随意契約にせよ、人件費としての計上はなく物件費として扱われ常に低賃金職種とされてきた。安定しているように見えても競争入札の導入や「脅し」によって低額での契約をせざるをえない状況にある。また会社が入札で替わってもそれまでの労働者が仕事を引き継ぐケースも少なくないが、その場合低い契約金で入った会社は雇用を引き継ぐも賃金を下げるために退職に追い込まれるケースが多い。一部には最低制限価格制度、低入札価格調査制度が導入され始めているが、その基準が60%と低いところもある。

【学校給食】

これまでは給食公社や給食会などに委託され、パートが多い職種で、賃金は高くはないが低くもなく比較的安定していた。近年給食を専門にする民間会社が学校給食に参入し、競争入札もあり、時間給で低賃金の職種となりつつある。一部には偽装請負の可能性も指摘されている。

【保育園】

公立保育園であった保育所が措置制度から契約制への流れの中で民間委託されつつある。手法は指定管理者制度、業務委託などだが、園長、保育士をふくめ低賃金化し、中途退職者が増加して保育が不安定となり、子供たちが情緒不安定になっている実態もある。低賃金のために保育士の確保ができない問題もある。

【児童館、学童クラブ】

多くは保護者のボランティアや自治体の自主的事業で始まったが、現在は国によって位置づけられるようになった。しかし実態は自治体非常勤や、低賃金の委託職場になっている。

【医療事務】

公立病院の医療事務は、派遣法以前から事実上の派遣が行われてきた職場で

偽装請負の可能性も指摘されてきた。現在は請負と派遣の区分が示されているがグレーゾーンは大きい。競争入札もはげしくダンピングがしばしば見られ病院の中では最も低い賃金で 12 万円程度と最賃ギリギリが初任給相場となっている。生活できる賃金への改善が最大課題である。入札で会社に変更になった場合それまで働いていた労働者を継続雇用する取り組みが自治体のある職場では進んでいる。

【斎場の維持管理、事務処理】

最近民間委託化がすすんでいる。競争入札により低賃金化と雇用不安定な職場になっている。事務処理では偽装請負の可能性も指摘され、尼崎市では労働局から是正勧告が出された。

【介護福祉施設、障がい者福祉施設】

介護保険制度、障がい者自立支援法と指定管理者制度によって大きく変化している。自治体の委託業務から独立した事業への転換が進み、国が決める介護報酬単価によって従事する労働者の賃金を決める仕組みに転換し、賃金は平均 20 万円程度と最も低い業種になっている。自治体の施設としてあるところは指定管理者制度によって事実上の有期雇用となり経費縮減が求められ賃金カット、人員不補充、非正規化がすすんでいる。

【市民会館、体育施設、図書館、博物館など】

2003 年から指定管理者制度が導入され、自治体の住民の福祉のために使用される公の施設の管理運営がこれまでの公的団体から株式会社にも開放され、公募制が原則とされ、効率的運営、経費縮減、同時に安定した管理能力が求められるようになった。また指定期間が導入され 95%は 5 年以下となり事実上不安定な「有期雇用」となった。経費縮減も一律 5~10%カットが強いられて、経費の大半を占める人件費にしわ寄せされ、賃金カットや正規雇用の削減、非正規雇用の増加を招いている。小規模な施設から市立病院のような大規模施設まで指定管理者制度は対象となり、直営施設からの転換の場合「分限解雇」など解雇問題も生じている。

女性センターは東京での廃止に続き、大阪でも廃止の動きがあったが利用者、労組の取り組みによって阻止している。予断は許さない状況にある。消費者センターは消費者庁の設置で拡充の動きにあるが、担当者はほとんどが非常勤職員で不安定な雇用条件にある。

図書館は自治体の非常勤が多い職場であったが、ここでも指定管理者制度が徐々に拡大しつつある。博物館、図書館などは資格を持った職員により系統的な取り組みが必要で、期間を定めた指定管理者制度は質の低下を招くとの批判も多い。安定した雇用と生活できる賃金、職能・資格の正当な評価と研修システム、指定期間の長期化などが課題になっている。

3. J A M

【鉄骨・橋梁】

低価格入札が常態化することによる技術レベルの低下が懸念される。背景と

して、価格引下げのための人件費の圧縮が続き、技術者の新規採用が難しくなっている。また、建設現場毎に必要な現場管理技術者の人数が確保できないことも、企業の受注環境を悪化させている。橋梁等のメンテナンスに対する評価が低すぎる。慣例的に、新規受注のサービスとして実施してきたことが影響して、管理・補修などのメンテナンスに評価基準が存在していないところもある。自治体の技術評価レベルの低下もあり適切な基準価格による入札が実施され難くなっている。したがって、企業が入札そのものにも応札できない実態が発生している。

【住宅・公共設備管理】

入札において公共事業の元受企業が、下請けの経費について入札価格に適切に反映されているとは言えず、取引上の優越的な地位を利用し価格の引き下げ等（または、指定価格）を要求することがある。事業の発注者は、見積もり段階における下請けの人件費等の経費に対しての監視までは行っていないために落札価格が社会的に十分許容される範囲であるか把握していない。

【全般】

メンテナンス事業は、信頼を重視した長期安定契約が必要。対象物件毎に長期契約を結ぶことで、雇用や技術力の安定確保が可能になり、信頼性の向上に繋がる。最近よく聞くことは、「行政に技術者が居なくなった」技術のことがわかる担当者が居ないため説明しても理解してもらえない。補強による強度の確保など基本設計に対して追加が必要な部分についての予算がつかないことがある。

【上下水道など】

水路管、バルブのメンテナンスにおいて、従来は技術的な知見のある専門メーカーが請け負うことが一般的であった。しかし、最近では、経験がほとんどない設備業者が参入するケースが増加した。そうした、業者は、入札において非常に低価格を提示してくるため専門メーカーの落札が出来なくなることが増えている。技術的な評価が出来ない自治体が増加する中で、メンテナンスに対する信頼の保証が出来ているのか疑問である。致命的な問題が発生した場合は、専門メーカーに頼らざるを得ないが受注が減少することで、技術者を雇用する体力も低下し将来に対する備えがなくなる。

【ガス・水道メーターなど】

入札が一般的であるが、ほとんどが、規格品であり価格以外の要素による競争が出来ないものがある競争には、限界があり独占を防止するために一定の入札者を確保する必要があるのであれば、企業として存続が可能な受注枠を確保する必要がある。